

令和 2 年 3 月 1 8 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 3 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 3 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から 2 時 2 0 分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「正庁」

3 出席委員 (1 0 人)

会 長 11 番 渡 部 功

会長職務代理者 2 番 星 正 喜

委 員 1 番 湯 田 吉 春 4 番 玉 川 勝 久

5 番 大 竹 貫 一 6 番 佐 藤 行 正

7 番 星 希 8 番 渡 部 友 之

9 番 渡 部 博 行 10 番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 菊 池 照 雄 猪 股 芳 文 星 幸 一

佐 藤 節 雄 室 井 勇 雄 小 山 敏 喜

和田山 秀 男 星 陽 一 郎 星 昭 正

室 井 常 邦 渡 部 豊 星 新 一 郎

横 山 利 秋 室 井 勝 雄 星 芳 一

4 欠席委員 3 番 小 山 常 喜

推進委員 金 子 政 彦

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

9 番 渡 部 博 行 委員

10 番 佐 藤 輝 男 委員

日程第 2 議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和2年3月定例総会を、開会いたします。

本総会には、2議案、21件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告をおこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、9番渡部博行委員、10番佐藤輝男委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第4号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

令和2年3月2日付2農第92号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。

令和2年3月18日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功

議案を説明する前に、制度が変わりましたので、ご説明いたします。今までですと、農地中間管理機構である福島県農業振興公社の借入れ、転貸については、借入れは、町の「農用地利用集積計画の決定について」という議案と農業振興公社から貸し付ける転貸については、もう1つの議案、「農用地利用配分計画(案)について」という議案の2本が必要でしたが、去年の農地中間管理機構事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立しまして、農用地集積計画のみで一括して手続きが完了する仕組みが創設され、11月1日から施行されたことに伴い、農地中間管理機構(福島県農業振興公社)からの貸付分(転貸)を合わせた農用地利用集積計画となっております。それに伴い、様式も変更しております。

3ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、貸し手が15人、借り手が2人でございます。

利用権の設定面積は、賃借権設定で、田が23筆で、52, 571㎡、畑が14筆で、45, 670㎡で、合計、37筆で、98, 241㎡でございます。

設定期間は、3年から5年で、13筆、26, 524㎡で、6年から9年で、

24筆、71, 717㎡。合計、37筆、98, 241㎡でございます。

4ページ、5ページが一覧になります。

3ページにお戻りください。

(2) 農地中間管理機構貸付分(転貸)ということで、農業振興公社に貸し付けた分を農業振興公社から貸し付ける分になります。借り手が、3名になります。

利用権の設定面積は、賃貸借権設定で、田が21筆、49, 566㎡、畑が14筆、45, 670㎡でございます。合計で、35筆、95, 236㎡でございます。

設定期間は、3年から5年で、11筆、23, 519㎡で、6年から9年で、24筆、71, 717㎡。合計で、35筆、95, 236㎡でございます。

6ページ、7ページが一覧になります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、利用権の設定等を受けた後において備えるべき必要である事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して、必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議長 質疑に入る前に、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。

はじめに、整理番号15については[REDACTED]が借受人となっていますので、一時退席をお願いします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開いたします。

それでは、整理番号15について、ご質疑、ご意見を求めます。

発言のある方は挙手を願います。

本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。整理番号15について、を採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、整理番号15については、適正と決定されました。
[redacted]の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開いたします。
議案第4号、農用地利用集積計画の決定についての整理番号1から14、機構貸付分整理番号1から3について、ご質疑、ご意見を求めます。
発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
整理番号1から14。機構貸付分整理番号1から3について、を採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、整理番号1から14。機構貸付分整理番号1から3については、適正と決定されました。

議長 続きまして、日程第3、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 8ページをお開きください。
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。
令和2年3月18日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功。
9ページをお開きください。
整理番号1、譲受人は、[redacted]、[redacted]。
譲渡人は、[redacted]の[redacted]です。
申請地は、[redacted]、畑、9,296㎡のうち、2,990.

50 m²を砂利採取に伴う一時転用で賃借権設定するものであります。

この案件は、昨年4月に許可申請書が出されて、県の許可が、5月に出されたものの残り分になります。

申請事由としましては、申請地は、表土が薄く、下層が礫質土で、農耕地には適さず、砂利採取をし、地盤の整備及び客土をして耕地に適した農地とするため申請するものであります。農振の農用区域内農地であります。

工事計画は、許可後すぐに施行し、期間は3年間で完了する計画となっております。

10ページは、位置図です。申請地は、[REDACTED]に位置しております。ぶどうが栽培された跡地になります。

12ページが、平面図。13ページが、縦断図。14ページが、横断図になります。以上で説明を終わります。

9ページにお戻りください。

整理番号2について説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]外2名です。外2名は、[REDACTED]と[REDACTED]になります。土地の登記簿が、亡くなった[REDACTED]の名義になっておりますので、法定相続人の申請となります。

所在は、[REDACTED]、畑、178 m²のうち146.55 m²になります。

施設の概要が、携帯電話無線基地局用地になります。

m²あたり、年、342円で賃借権を設定するもので、申請事由は、[REDACTED]の携帯電話不感対策として、申請地を無線中継基地局敷地するため申請するものであります。農振の農用地外になります。

11ページが位置図になります。こちらから行きますと、[REDACTED]になります。

15ページが配置図で、斜線が入っている左側で、16ページが、土地利用計画図で、無線装置、アンテナ、駐車スペースで周囲をフェンスで囲む予定です。

17ページが全体の横断図で、18ページがアンテナの横断図になります。

9ページにお戻りください。

整理番号3について説明いたします。

整理番号2の工事に伴い、仮設用地の一時転用の申請であります。

譲受人は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]です。

所在は、[REDACTED]、畑、247 m²のうち、159.30 m²になります。

施設の概要が、携帯電話基地局工事に伴う作業用敷地の一時転用になります。m²あたり、月、21円で賃借権を設定するもので、申請事由は、[REDACTED]

の携帯電話不感対策として、無線中継基地局の建設に伴い、申請地を工事用仮設用地として、一時転用をするものであります。農振の農用地外になります。

1 1 ページが位置図になります。整理番号 2 の よりになります。

1 5 ページは、斜線が入っている部分となります。

1 9 ページが、土地利用計画図で、4 t ダンプ、高所作業車の駐車スペース、現場事務所、仮設トイレとなります。

現在、道路面と段差があるため、段差をなくすため、掘削して、土砂を搬出し、工事用車両が出入りできるようにし、鉄板を敷設する。

工事終了後、鉄板を撤去し、土砂を搬入して畑とする。

復元につきましては、詳細を所有者と協議し、完成後は所有者と確認して了承を得る計画になっております。

工期は今年末までとなっております。

議長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。
整理番号 1 について、落合地区担当推進委員の星陽一郎委員にお願いします。
整理番号 2 及び 3 については、枝松地区担当推進委員の星芳一委員にお願いします。

星陽一郎 3 月 1 2 日に、調査をしたところ、事務局の説明のとおり相違ございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

星 芳一 3 月 1 2 日に、私と会長の渡部功さんと事務局で、現地調査を行いました。
推進委員 譲渡人の は、会社を休めず、 は、高齢のため出られませんが、譲受人側から「 」、「 の代理人として、 の に立会いをしていただきました。

申請の内容に間違いがないか、許可基準に適合しているか、確認してきました結果、事務局の説明のとおり相違ございませんでしたので、よろしくご審議願います。

議長 これで調査結果の説明を終わります。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長 整理番号 1 について説明いたします。
本件は、農振農用地の区域内にある農地ではありますが、農地法施行規則第 3 5 条第 2 号の「土砂その他の資源の採取」に該当すると考えます。よって、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。
続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行っ

たことはなく、必要な資金については自己資金で完成させるとのことで、金融機関の預金通帳の写しも添付されておりますので、問題はないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、おりません。

遅滞なく供することの確実性は、工程表により、工事期間は妥当であり、確実であると思われます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、農振の同意も得ており、砂利採取の計画認可申請も提出されております。

計画面積の妥当性については、期間内に完了できる面積であると考えます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無でございますが、雨水は、自然地下浸透させ、汚水は発生しないということであります。

一時転用である場合の妥当性ではありますが、優良農地に改良するものであり、適当であります。

そのほか、条例等による行政庁との協議ではありますが、福島県景観条例、一定規模以上の土地の届出につき整理番号2について説明いたします。

農地の区分が、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

転用目的は、携帯電話基地局用地であり、農地の区分と転用目的は、適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、全額自己資金で完成させるとのことで、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等については、道路法第24条の道路からの乗り入れ工事の申請を3月2日に提出しており、承認される見込みということであります。

計画面積の妥当性につきましては、先ほどの土地利用計画図をみてもらいましたとおり妥当であると考えます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、取水、排水もございませんので、支障はないものと考えます。

法令、条例により義務付けられている行政庁との協議はありません。

整理番号3について説明いたします。

農地の区分は、整理番号1と同じ第2種農地となります。

転用目的が、工事のための一時転用です。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、全額自己資金で完成させるとのことで、会社の預金通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

計画面積の妥当性につきましては、先ほどの土地利用計画図により妥当であると考えます。

一時転用することによって生じる付近の営農条件への支障の有無につきましては、掘削した土砂は、搬出して、鉄板を敷くということで、周囲への土砂の流出などの影響はないものと考えます。

仮設トイレも設置しますので、汚水の流出も、心配はないものと考えます。

この農地の復元についても、完了後は、所有者が確認して承諾を得てから、返

すとのことであり、問題はないものと考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について質問、意見等ございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、採決をいたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、整理番号1から整理番号3については、意見を付して、県知事に進達するものとして、可決されました。以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後2時20分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和2年3月18日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員